

なかの



Vol. 256

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (3~5月行事予定表)



※下記の予定は、2月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
 詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月	日	時 間	内 容	会 場
3月	3日(月)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	4日(火)	9:10集合	青年部会親睦チャリティゴルフコンペ	春日居ゴルフ倶楽部
	//	9:30~	生活習慣病健康診断	中野ゼロ小ホール
	//	10:30~11:30	税制税務委員会	中野法人会館
	//		青年部会石和温泉泊り親睦会	CHATERAISE HOTEL 石和
	7日(金)	11:00~12:00	広報委員会	中野法人会館
	//	18:00~19:00	青年部会役員会	中野法人会館
	9日(日)	9:20~16:00	中野ランニングフェスタ2025	四季の森公園
	11日(火)	11:00~12:00	総務委員会	中野法人会館
	12日(水)	9:30~	生活習慣病健康診断	中野ゼロ小ホール
	13日(木)	10:30~11:40	厚生共益・公益事業委員会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	11:40~12:00	女性部会役員会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	14日(金)	10:30~11:30	組織委員会	中野法人会館
	18日(火)	9:30~	生活習慣病健康診断	沼袋区民活動センター
	//	15:00~	監査会	中野法人会館
	21日(金)	16:15~16:30	正副会長会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	16:45~17:45	理事会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	18:00~20:00	新入会員交流会	POPOLA 中野セントラルパーク店
22日(土)	12:45集合	第8・9支部日帰りバス研修会	横浜税関資料展示室 他	
26日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野セントラルパークカンファレンスB1	
27日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館	
29・30日	10:00~16:00	中野通り桜まつり税金クイズ	新井薬師公園	
4月	1日(火)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	4日(金)	未定	青年部会第1回研修会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	未定	青年部会定時総会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	7日(月)	14:00~15:00	女性部会第1回研修会	中野法人会館
	//	15:00~15:30	女性部会定時総会	中野法人会館
	8日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	中野法人会館
	10日(木)	10:30~11:30	中野税務懇談会	中野税務署
	11日(金)	13:30~15:00	監査会	中野法人会館
	15日(火)	11:00~12:00	総務委員会	中野法人会館
16日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館	
5月	1日(木)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	10・11日	未定	にぎわいフェスタ2025	四季の森公園
	11日(日)	未定	わんぱく相撲及び税金クイズ	中野区立体育館
	12日(月)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	14日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	15日(木)	17:00~18:00	理事会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
23・26日	16:00~17:30	オンラインセミナー「令和7年度税制改正」	WEB及び法人会館	

3月号の目次

新年賀詞交歓会・祝賀会 (特集号)

2025 VOL.256

会長・副会長の皆様&署の幹部の皆様……………	3	税務署だより……………	10
祝辞(田口署長様)・無料法律相談……………	3	都税だより……………	11
祝辞(白石所長様・酒井区長様)……………	4	部会だより(青年部会)(女性部会)……………	12
法人会からの提言……………	5	新年賀詞交歓会(第2部)……………	13
知っとくと得情報(山岡税理士)……………	6・7	新年賀詞交歓会(第3部=祝賀会)、総会案内 他…	14
(全法連)行動する法人会=令和7年度税制改正提言	8・9	新年賀詞交歓会(第3部=大抽選会)……………	15
		会員事業者紹介……………	16

● 表紙(写真説明)……………「あしかがフラワーパーク 春の訪れ チューリップ」 日本閣観光(株) 中原 孝 氏

現在「広報誌なかの」の表紙を募集しています。つきましては、支部の広報委員または事務局までご一報ください

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
 編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743



新年賀詞交歓会

(令和7年1月9日(木) 於：リーガロイヤルホテル東京)



横山会長



木村広報委員長



矢島総務委員長



宮治厚生共益事業委員長



濱税制税務委員長



川村組織委員長



柴野公益事業委員長

出席して頂いた
中野税務署の
幹部の皆様



田口署長様



上運天副署長様



寺崎第1統括官様



石井審理担当上席様

祝 辞



中野税務署
田口直樹

新年あけましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。

横山会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たち国税組織に課せられた使命は、国の活動を支える歳入を確保するために、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。これを国民の皆様からの理解と信頼の下、果たしていかなければなりません。

そのためには、納税者利便の向上に向けた様々な取組を進める一方で、消費税不正還付請求事案などをはじめとした悪質な納税者には厳正な態度で臨むということが重要であります。

貴会におかれましては、消費税をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚を図るための各種事業活動を推進していただいております。

昨年も、租税教室や各種イベントでの税金クイズの開催などの租税教育活動、絵はがきコンクールの募集による啓蒙活動、各種制度の周知・広報など、多岐にわたる御支援、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

皆様には引き続き、法人税ALL e-Tax、キャッシュレス納付及び業務のデジタル化を進めていただきますようお願いいたします。

次に制度関係についてです。

貴会におかれましては、定額減税及びインボイス制度の周知・広報・実施など、制度の円滑な定着に向けて多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。

国税当局としましては、引き続き各種の周知・広報施策に取り組んでいくこととしておりますので、貴会におかれましては、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年分の確定申告会場につきましては、2月17日から3月17日までの間、中野税務署単体会場として中野駅北口の中野セントラルパークサウス1階にございます「中野セントラルパークカンファレンス」に開設します。

昨年に引き続き、確定申告会場へ入場できる時間が指定された入場整理券の配付などにより、会場の混雑緩和に努めるとともに、自宅等からのe-Tax申告の推進、特に、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによるe-Tax申告の推進に取り組んで参ります。

また、令和7年1月からは、所得税の全てでスマホでも操作しやすい画面を提供するほか、贈与税もスマホで申告できるようになるなど、スマホ申告の利便性がさらに向上しています。加えて、事業者（給与の支払者）の方が、事前に給与所得の源泉徴収票をe-Tax等でご提供していただいた場合、マイナポータル連携により給与所得の源泉徴収票の情報についても自動入力の対象となるなど、e-Taxの利便性がより一層向上していますので、是非、ご自宅等からe-Taxを御利用ください。

結びにあたり、中野法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時：4/1(火)、5/1(木)、6/2(月) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件：45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当) 三國・下島



祝 辞



中野都税事務所
白石真一

皆さま、明けましておめでとうございます。

中野都税事務所長の白石でございます。令和7年の幕開けにあたり、一言ご挨拶させていただきます。

旧年中は、横山会長をはじめ会員の皆様方には、都政全般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、税務行政に対しまして、都税広報記事の会報への掲載や、各種イベントでの広報活動、適正な申告納付や、電子申告推進へのご協力、租税教育の一環となる租税教室の開催や税に関する絵はがきの実施など、格別の御協力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、東京都では、すべての人が輝く明るい「未来の東京」を実現するため。都市の強靱化やエネルギーの安定確保、チルドレンファースト社会の実現など、様々な取り組みを進めております。こうした取組は、都民の皆様が納めていただいている都税によって支えられております。

主税局では以前より、納税者の利便性向上のためにDXを始めとしたさまざまな取り組みを行い、より便利でより専門性の高い税務行政の構築

に向けた業務改革を進めているところで。

今年も引き続きキャッシュレス納税の推進を始めとしたさまざまな取組を通じて、サービスの質の向上を、利用者、納税者、事業者の方々に感じていただけるよう、より一層努力してまいります。そして主税局一丸となって、改善・改革の手を緩めることなく、さらに質の高い税務行政を実現してまいります。

多くの課題を乗り越え、誰もが生き活きと活躍できる東京を実現する上で、都税は大切な財源となります。皆様からの御協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、中小企業支援や環境改善など、税制面からの支援もしっかりと継続して取り組んでまいります。

中野都税事務所といたしまして、本年も納税者の皆様に寄り添い、親切できめ細かい対応を心がけながら、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に努めてまいります。皆様の変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人 中野法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とします。

本年もどうぞよろしく願いいたします。



中野区長
酒井直人

明けましておめでとうございます。令和6年の新しい年を迎え、公益社団法人中野法人会の皆様には、区政に対しまして、ご理解と多大なるご協力を賜り、また日頃より税金クイズを通じ、税知識の普及に努める活動にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

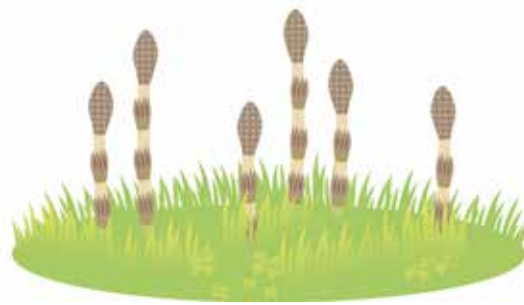
昨年は、約50年ぶりに新庁舎に移転いたしました。新しい取組といたしまして、書類のペーパーレス化、執務室のフリーアドレス化、会議室だけで打合せをするのではなく、オンライン会議を活用する等、様々なデジタル化を推進しております。デジタル化の効果によりまして、区職員の業務効率化が進み、業務負担が少なくなり他の業務にも取り組めるという声がありました。

中野区役所の基本構想に「つながる はじまる なかの」というキャッチフレーズがございます。10年後に目指す中野のまちの姿の構想の実現に向けた基本計画が2025年度で終了します。区民の皆

様が参加されるタウンミーティングを通じ、たくさんの方々の声を生かし2026年度から5年間を計画期間とする次期基本計画の素案作成に反映させていきたいと考えております。中野法人会の皆様からも様々な意見を頂戴できればと存じます。

中野法人会の皆様のネットワーク、そして強い結束力が、まさに中野区役所が掲げるキャッチフレーズを体現させていると常日頃から感じております。

結びに当たり、中野法人会の更なるご発展並びに会員の皆様のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

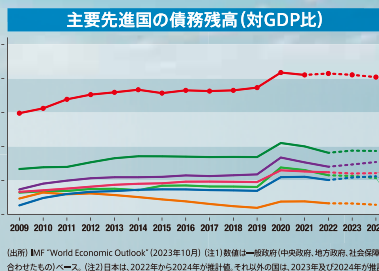


法人会からの提言

「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称:全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株) 名誉理事

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の抜改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

- 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支える政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず陣より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- 今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不十分の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなければ、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者間に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全面的に展開し、申告税制制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を担う税の増徴や非課税世帯の削減、地域社会貢献活動に加え、次世代を担う児童への租税教育や租の啓発活動、さらには企業の財務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年連合を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の収入確保に資する「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を柱とした企業の活力向上がもたらす税収の増進、「適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプラン」に取り組んでいます。健康経営はNPO法人健康経営協会の登録団体です。



提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、**健康(医療)保険制度**について説明したいと思います。今の日本では、誰もが「**保険証**」を持ち、必要な時に**医療サービス**を受けることができます。生まれた時からこのような環境であったため、当たり前のように感じてしまう人も多いかもしれませんが、この「**国民皆保険**」という制度はとてありがたいものであり、これからも守り続けていくべきものと思います。

1. 健康(医療)保険制度

健康(医療)保険制度とは、相互扶助の精神に基づき、病気やケガに備えてあらかじめお金(保険料)を出し合い、実際に医療を受けたときに、医療費の支払いに充てる仕組みです。

現在の日本の健康(医療)保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」です。

2. 国民皆保険制度

我が国では、国民皆保険制度の確立によって、自らが選択する**保険医療機関**で必要な医療を受けることができます。この制度は、現在では広く社会に浸透し、国民の生命と健康に対する安心を確保するために**不可欠な社会基盤**となっています。

国民皆保険制度の根幹を支える国民健康保険制度については、1938年(昭和13年7月)の旧国民健康保険法の施行により、その基盤が創設されましたが、当時は保険者の設立や加入が任意であったことから、無保険の方が多く存在しました。一説によると、国民の約3分の1に当たる約3千万人の方々が無保険であったとのことです。

その後、国の施策により国民健康保険は、終戦まで一定の拡大が図られました。終戦直後においては急激なインフレ等によって、国民健康保険制度は**制度破綻の危機**に直面した時



期もありましたが、日本経済の復活や保険診療の急速な増加に伴い、数度の国民健康保険法の改正を経て、現在の国民皆保険制度が構築されました。

3. 健康(医療)保険の種類と内容

健康保険は、①**会社員**などが加入する**被用者保険(職域保険)**、②**自営業者・会社員OB**などが加入する**国民健康保険(地域保険)**、③**75歳以上**の人が加入する**後期高齢者医療制度**に分けられます。さらに①の被用者保険は職業によっていくつかの種類があり、主に民間企業の会社員が加入する**健康保険組合(健保組合)**と**全国健康保険組合(協会けんぽ)**、公務員が加入する**共済組合**などに分かれています。

○詳しく説明すると、

1. 被用者保険

企業に勤めている従業員など、組織に雇用されている人を対象とする保険のことで、会社員や公務員、その家族(被扶養者)が加入するもので「職域保険」ともいいます。

被用者保険はさらに「**健康保険**」と呼ばれる一般被用者保険と、**特定被用者保険**の2つに分かれています。

(1)健康保険(一般被用者保険)

一般被用者保険は、民間企業に勤めている人とその家族が加入する医療保険です。

健康保険には「**健保組合**」と「**協会けんぽ**」があります。

①健保組合

700人以上の従業員が働いている企業や、同じ業種のいくつかの企業で従業員数3000人以上になる場合は、厚生労働大臣の認可を得て独自の健康保険組合を設立することができます。これを**組合健保**といいます。正式名称は「**組合管掌健康保険**」です。組合健保の保険料率は、それぞれの健康保険組合で自主的に設定できます。また、従業員の

保険料負担割合も、労使50%ずつの折半より低くすることができるなど、より充実した福利厚生を提供することも可能です。

②協会けんぽ

協会けんぽは、正式名称を「全国健康保険協会管掌健康保険」といい、主に中小企業に勤めている人とその家族が加入する健康保険です。協会けんぽの保険者は「全国健康保険協会」1つですが、各都道府県に支部があり、保険料率は都道府県ごとに設定されています。

(2)健康保険(特定被用者保険)

特定被用者保険は、公務員、教職員、船員とその家族が加入対象となっている医療保険です。特定被用者保険には、国家公務員が加入する「国家公務員共済組合」、地方公務員が加入する「地方公務員共済組合」、私立学校の教職員が加入する「私立学校教職員共済」と船員として船舶所有者に雇用されている人が加入する「船員保険」があります。

2. 国民健康保険

国民健康保険は、自営業や非正規雇用で働く人、無職の人等、被用者保険に加入していない人を対象とする保険で、保険者は市区町村です。

国民健康保険には被扶養者という概念はありません。また、国民健康保険の保険料は世帯主が支払うことになっており、世帯主本人が国保に加入していなくても同一世帯に国保の被保険者がいれば、世帯主に支払い義務があります。国民健康保険の保険料率は市区町村によって異なり、保険料の算出方法もそれぞれの市区町村で違います。

3. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがあると認定された人を対象とする医療保険制度です。2008年(平成20年)から始まった制度で、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営を行っています。保険料は、都道府県ごとの広域連合によって決められるため、地域差があります。**今後、高齢化の進展に伴って医療費が増加することは避けることのできない事実です。この増え続ける医療費を、現役世代と事業主の負担で支えるには限界があります。現役世代の負担軽減のために出来ることは何かを、人任せではなく各自考える必要があります。**

「桜前線」と「開花宣言」



桜前線とは、日本各地の桜の開花日を線で結んだもの。天気図の前線のような線になることから

桜前線と呼ばれています。

桜前線といえば気象庁が発表するものと思われがちですが、そもそも気象庁では桜前線という用語は使わず「さくらの開花日の等期日線」といいます。報道発表資料として提供されているのは「開花予想の等期日線」で、実際の開花日ではなく開花予想です。

最近は、民間企業や一般の方が独自に桜前線を調査発表するところもあり多様化しています。

3月の税務と労務

- ・国税/令和6年分所得税の確定申告
2月17日～3月17日
- ・国税/個人の青色申告の承認申請
3月17日
- ・国税/贈与税の申告
2月3日～3月17日
- ・国税/2月分源泉所得税の納付
3月10日
- ・国税/個人事業者の令和6年分消費税の確定申告
3月31日
- ・国税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日
- ・国税/7月決算法人の中間申告
3月31日
- ・国税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
3月31日
- ・地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月17日

4月の税務と労務

- ・国税/3月分源泉所得税の納付
4月10日
- ・国税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
4月30日
- ・国税/8月決算法人の中間申告
4月30日
- ・国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
4月30日
- ・地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月15日
- ・地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税/軽自動車税の納付
4月中において都道府県の条例で定める日

行動する法人会



— 令和7年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和7年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会
11月19日

財政・金融・証券関係団体委員長

鈴木 英敬 氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング
11月25日

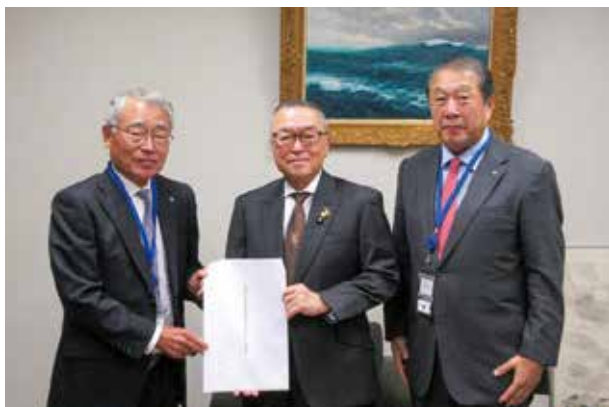
税制調査会会長代行 浜口 誠 氏 他



自由民主党

11月18日

税制調査会会長 宮沢 洋一 氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会会長、飯野税制委員長

日本維新の会

12月17日

政務調査会会長代行 片山 大介 氏



片山政務調査会会長代行 (左手前)

財務省

11月12日

主税局長 青木 孝徳氏



左から丸山税制副委員長、青木主税局長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 12月9日

長官 奥 達雄氏
課税部長 高橋 俊一氏

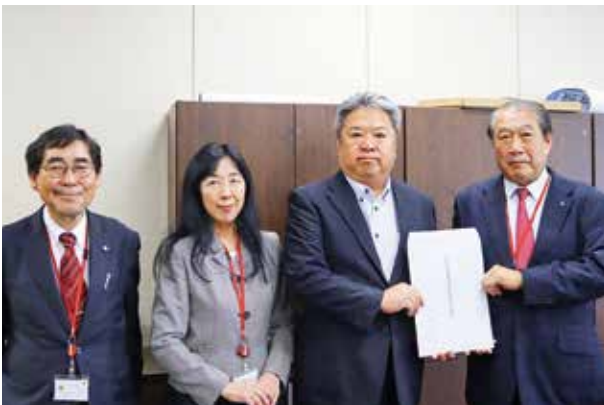


左奥から高橋課税部長、奥国税庁長官
右奥から田中専務理事、小林会長、飯野税制委員長

総務省

10月17日

自治税務局長 寺崎 秀俊氏

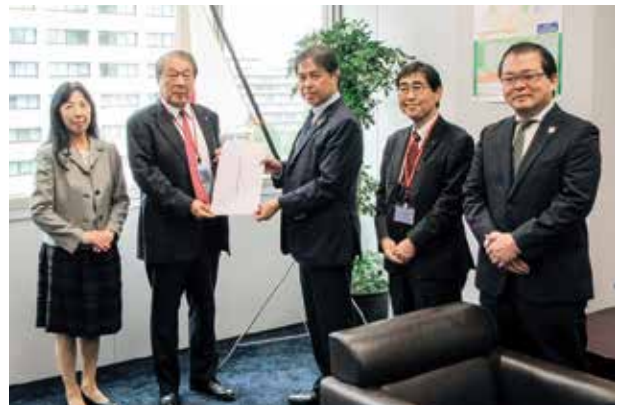


左から田中専務理事、丸山税制副委員長、寺崎自治税務局長、飯野税制委員長

中小企業庁

10月17日

長官 山下 隆一氏
事業環境部長 山本 和徳氏



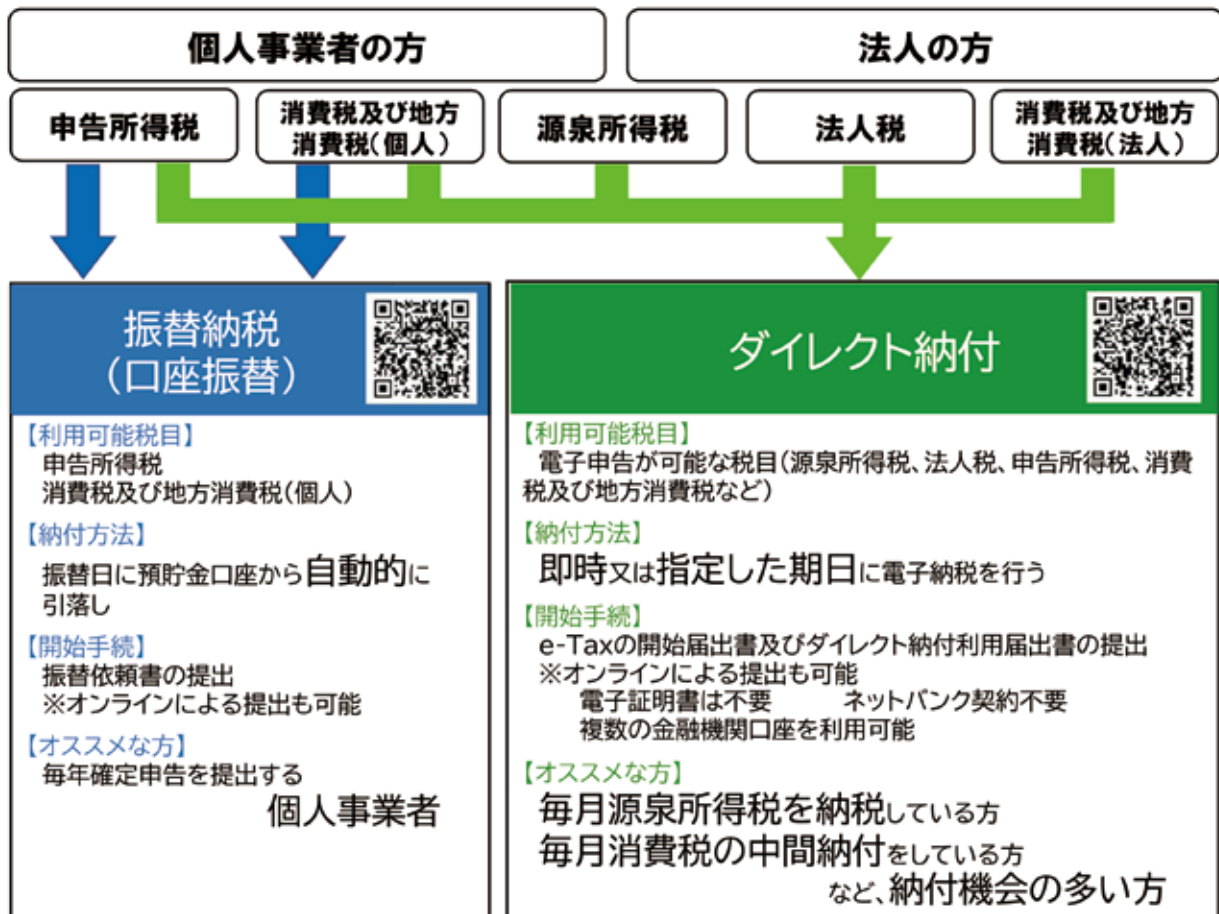
左から丸山税制副委員長、飯野税制委員長、山下中小企業庁長官、田中専務理事、山本事業環境部長

税 務 署 だ よ り

税務署からのお知らせ

税務署窓口での
国税の納付は9時～16時までをお願いしていますが、令和7年4月14日からは**納税証明書交付請求手数料の納付**を含め
9時～15時
 までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です



電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。
 納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。





都 税 だ よ り



中野都税事務所

都税の納税証明・評価証明等の申請には LoGo フォーム をご活用ください！



■ LoGo フォームでの申請が可能な証明

- 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 23 区内の土地・家屋名寄帳
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- 23 区内の土地・家屋（補充）課税台帳

■ LoGo フォームでの証明書等の申請について

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者本人 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの 上記の代理人 																		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> パソコンもしくはスマートフォン ※推奨環境 ■パソコンでのご利用 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>Windows</td> <td>Mac(Macintosh)</td> </tr> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Windows 10 以降</td> <td>macOS 11 (Big Sur) 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■スマートフォンでのご利用 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>Android</td> <td>iPhone / iPad</td> </tr> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Android 8.0 以降</td> <td>iOS 13 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> <td>Safari (最新版)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 商業登記電子証明書もしくはマイナンバーカード <p>※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料を申請フォームに添付してください。</p>		Windows	Mac(Macintosh)	推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 11 (Big Sur) 以降	推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)		Android	iPhone / iPad	推奨 OS	Android 8.0 以降	iOS 13 以降	推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版)
	Windows	Mac(Macintosh)																	
推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 11 (Big Sur) 以降																	
推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)																	
	Android	iPhone / iPad																	
推奨 OS	Android 8.0 以降	iOS 13 以降																	
推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版)																	
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード又は PayPay ※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub 																		

その他詳細な手続や Q&A は主税局 HP をご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform>

東京都主税局 LoGo フォーム 検索



部会だより

《女性部会》◆『第15回 税に関する絵はがきコンクール』を開催◆ (区内2ヶ所で展示)

12月10日～12月26日
西武信用金庫
本店1階



1月6日～1月31日
中野駅ガード下
ギャラリー
(夢通り)



《青年部会》◆12月6日「研修会」&忘年会を開催◆

12月6日「第5回研修会」が行われました。今回は筆頭幹事、幹事2名に講師になっていただき、主に他団体の活動内容や事業内容についてスライドを交えて講和され、より一層理解が深まりました。ありがとうございました。

その後、忘年会を開催し新入部会員の自己紹介を行い、親睦を図ることが出来ました。



鳥居筆頭幹事



下田幹事

青年会独自で“租税教室”を実施！

10月24日(木)
区立上鷺宮小学校
6年1・2・3組



講師:米持氏・秋山氏・小高氏 アシスタント:佐野氏・渡邊氏 カルタ:米持氏・佐野氏・秋山氏

《東法連・青連協》 ◆第4ブロックチャリティボウリング大会◆ (11月26日 於:新宿コパボウル)

11月26日「第4ブロックチャリティボウリング大会」が新宿コパボウルで開催されました。中野法人会からは9名が参加し、団体で4位に入賞し、参加された部会員の結束力が発揮されました。大変お疲れ様でした。



ご参加の皆さま

◆「新年初顔合わせ会」を開催◆ (1月17日 於:ナカノヤ NYAcafe)

冒頭、米持部会長は、年頭の抱負とたくさんの現役部会員とOBのご参加に感謝を述べました。また初参加した新入部会員の紹介などを行い、新旧の親睦の場となり、青年部会は素晴らしいスタートを切りました。



乾杯:米持部会長



中締:矢島副会長



司会:加藤副会長



参加された皆さま

*** 署長講演会 ***



「私が国税組織で経験したこと」

講師：中野税務署長 田口 直樹様



講師の田口署長

1月9日、リーガロイヤルホテル東京に於いて、新年賀詞交歓会の前段で、田口署長を招聘して、「署長講演会」が開催されました。会場には118名がご参加され、皆様は大変濃い内容に傾聴されておりました。

第Ⅱ部「新年賀詞交歓会」 (於：リーガロイヤルホテル東京)



開会の辞：木村副会長



年頭の辞：横山会長



納税表彰受表彰者紹介：
矢島副会長



川柳コンクール入賞者発表：
濱副会長



司会：宮治副会長



～～～ 役員の皆様 ～～～



～～～ ご来賓の皆様 ～～～



～～～ 会場の皆様 ～～～



～～～ 令和6年度納税功労者表彰の皆様 ～～～



税に関する川柳コンクール入賞作品



第Ⅲ部「祝 賀 会」(於：リーガロイヤルホテル東京)



司会：柴野副会長 挨拶：横山会長 乾杯：宮島顧問 中締：川村副会長 ～～ 田口署長・白石所長とご一緒に ～～



熱気溢れる祝賀会会場

『公益社団法人 中野法人会・第14回通常総会』
開催ご案内

1. 日時：令和7年6月12日(木)
午後3時30より受付 午後4時開会
第一部『第14回通常総会』(午後4時～)
第二部『感謝状贈呈式』(午後5時15分～)
第三部『懇親会パーティー』(午後6時10分～)
1. 会場：リーガロイヤルホテル東京
1. 会費：10,000円(第三部出席者のみ)
※ご欠席の場合、委任状にご記入して頂き投函して下さい。
宜しくお願い致します。



▲ランニングフェスタ

大抽選会，喜びの笑顔・・・



会員事業者紹介

ごとうがいしゃ りぶとういん 合同会社 リブトゥウィン

業種：音楽制作・楽器販売業

代表者 伴 建介 (ばん けんすけ)
所在地 〒165-0023 中野区江原町1-46-12
江原ジュエルカースル801号室
TEL 090-7032-6099
FAX なし
URL <https://livetowin.co.jp/>

提供可能なサービス

- 音楽制作全般
作詞、作曲、編曲、ミキシング、マスタリング
楽器修理、楽器手配
- エンタメサポート
イベント手配、楽器講座、音楽レッスン
- 効果音制作
CM、ゲーム、映画、パソコンなど映像への音つけ
プレゼンテーションの手配、ディレクション、編集



企業紹介

音楽の何でも屋さんを営んでおります。
official髭男dismの小笹氏使用の
ギターブランド ADDICTONEの
公式代理店です。

かぶしきがいしゃ ぐらんどぼうる 株式会社 グランドボウル

業種：ボウリング場の運営及びボウリング業界の活性化・発展

代表者 伊藤 哲 (いとう さとし)
所在地 〒169-8677 新宿区高田馬場1-35-3
BIG BOX 8階
TEL 03-3232-1220
FAX 03-3232-1002
URL <https://www.grandbowl.jp/takadanobaba/plan/>



↑詳しくは
こちらから

企業紹介

高田馬場駅
徒歩1分にあるボウリング場です。
投げながらお食事&飲み放題のフロア
パーティや各種懇親会プランあり。

らぶりーすまいる ラブリースマイル

業種：麻雀店

代表者 岡部 恵介 (おかべ けいすけ)
所在地 〒164-0001 中野区中野3-33-18
中野五差路ビル3階
TEL 03-3382-6902
FAX 03-3382-6902
URL <http://www.lovely-smile.jp>



企業紹介

麻雀教室、健康麻雀、
魚谷侑未プロのゆーみん勉強会、
ゲストプロとの対局等。
喫煙所も完備。

みゅーじっくばー つくる ミュージックバー「創る」

業種：ミュージックバー

代表者 木内 南史 (きうち なんし)
所在地 〒164-0001 中野区中野5-46-4
山和ビル2階
TEL 03-3387-5538
FAX 同上
URL <https://tabelog.com/tokyo/A1319/A131902/13232919/>



企業紹介

当店はお好みのMVを80インチの
スクリーンで観て、聴いて楽しめる
酒場です。
☆カラオケも唄えます 🎤🎶